



鳥取県公報

平成 29 年 2 月 3 日 (金)
第 8 8 7 1 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	鳥取県附属機関条例第 2 条第 3 項の附属機関 (66) (企業支援課) 2
	鳥取県附属機関条例第 2 条第 3 項の附属機関 (67) (農地・水保全課) 2
	漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みに係る同意についての適否の決定 (68) (水産課) 2
	県営土地改良事業計画の変更 (69) (道路建設課) 2
	急傾斜地崩壊危険区域の指定 (70) (治山砂防課) 3
	指定居宅介護支援事業者の指定 (71) (西部総合事務所福祉保健局) 3
	開発行為に関する工事の完了 (72) (西部総合事務所生活環境局) 3
	土地改良区の役員の就退任 (73) (西部総合事務所農林局) 4
◇ 公 告	貴重品運搬警備業務 1 級検定試験の実施 (警察本部生活安全企画課) 5
	貴重品運搬警備業務 2 級検定試験の実施 (〃) 6

告 示

鳥取県告示第66号

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第3項の規定に基づき、次のとおり附属機関を設置するので、同条第4項の規定により告示する。

平成29年2月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	調査審議する事項	設置期間	庶務担当機関
鳥取県版経営革新総合支援補助金〈生産性向上型・高度枠〉審査委員会	鳥取県版経営革新総合支援補助金の補助対象事業の採択に関する事項	平成29年2月3日から同月28日まで	企業支援課

鳥取県告示第67号

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第3項の規定に基づき、次のとおり附属機関を設置するので、同条第4項の規定により告示する。

平成29年2月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	調査審議する事項	設置期間	庶務担当機関
平成29年度鳥取県農山村ボランティア事務局運営業務受託者選考委員会	平成29年度鳥取県農山村ボランティア事務局の運営業務に係る受託者の選定に関する事項	平成29年2月3日から同年3月31日まで	農地・水保全課

鳥取県告示第68号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定に基づき発起人から届出のあった次の加入区及び漁業の区分に係る共済契約の締結の申込みに係る同意については、審査した結果同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めたので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

平成29年2月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

加入区	漁業の区分
鳥取浜村加入区	漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

鳥取県告示第69号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営岩美地区広域営農団地農道整備事業）に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成29年2月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 縦覧に供する書類
土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
平成29年2月3日から同月23日まで
- 3 縦覧に供する場所
鳥取市役所、岩美町役場
- 4 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業変更計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第70号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び鳥取県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年2月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 名称

蔵見B地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱7号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱7号を結んだ直線に囲まれた区域

土 地	標 柱
鳥取市福部町蔵見字中蔵見252	1号
鳥取市福部町蔵見字中蔵見246	2号及び4号
鳥取市福部町蔵見字上蔵見741	3号
鳥取市福部町蔵見字上蔵見743	5号
鳥取市福部町蔵見字上蔵見279地先道路敷	6号
鳥取市福部町蔵見字中蔵見259	7号

鳥取県告示第71号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成29年2月3日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

事業者の名称	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人真誠会	ケアプランセンター東山ローズガーデン	米子市富士見町6-6	平成29年2月1日

鳥取県告示第72号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

平成29年2月3日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

1 開発許可の年月日及び番号

平成28年12月28日 鳥取県指令第201600143959号

2 開発区域に含まれる地域の名称

西伯郡日吉津村大字日吉津1252-1、1364-1、1365-1、1359-1、1360-1、1361、1362、1363、1252-4、1360-5、1360-6

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都千代田区二番町8-8

株式会社セブン-イレブン・ジャパン 代表取締役 古屋一樹

鳥取県告示第73号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり米川土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成29年2月3日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

退任した役員の氏名及び住所

理 事	鋪 倉 孝	米子市皆生五丁目 6-40
〃	大 太 年 廣	米子市西福原六丁目 15-18
〃	松 田 貢	米子市河崎1947
〃	廣 東 理 一	米子市車尾六丁目 7-10
〃	吉 井 正	米子市大谷町419
〃	松 本 克 博	米子市夜見町148
〃	足 立 寛 隆	米子市富益町3181-2
〃	安 達 庄 平	米子市和田町2281
〃	田 口 正 廣	米子市彦名町1272
〃	角 力	米子市大崎1177-1
〃	永 見 諒	境港市小篠津町880
〃	阿 部 一 夫	境港市高松町311
〃	足 立 利 夫	境港市上道町221
〃	辻 仁 德	境港市渡町924
〃	藪 内 明	境港市外江町3339
監 事	松 岡 正 躬	米子市旗ヶ崎四丁目 6-30
〃	崎 田 利 憲	米子市大篠津町1867
〃	角 本 洋 一	境港市花町166

平成29年1月20日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事	吉 澤 一 誠	米子市上福原二丁目 4-50
〃	森 上 均	米子市西福原六丁目 18-23
〃	松 岡 正 躬	米子市旗ヶ崎四丁目 6-30
〃	前 田 忠 雄	米子市観音寺45
〃	吉 井 正	米子市大谷町419
〃	松 本 克 博	米子市夜見町148
〃	足 立 優	米子市富益町443
〃	松 本 博 美	米子市和田町3332
〃	田 口 正 廣	米子市彦名町1272
〃	角 力	米子市大崎1177-1
〃	角 雅 和	境港市三軒屋町5150
〃	屋 敷 明	境港市竹内町1130
〃	足 立 利 夫	境港市上道町221
〃	築 谷 敏 樹	境港市渡町2957-1
〃	柏 木 隆 治	境港市清水町914-1
監 事	岩 永 誠 一	米子市河崎2733
〃	本 池 操	米子市大篠津町4812
〃	角 本 洋 一	境港市花町166

平成29年 1 月21日就任 任期 4 年

公 告

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定に基づき、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国
家公安委員会規則第20号）第4条に規定する検定を次のとおり実施する。

平成29年 2 月 3 日

鳥取県公安委員会委員長 小 谷 文 夫

- 1 検定に係る警備業務の種別及び級
貴重品運搬警備業務 1 級
- 2 実施日時
 - (1) 学科試験
平成29年 5 月11日（木）午前 9 時30分から午前11時まで
 - (2) 実技試験
平成29年 7 月 1 日（土）午前 8 時30分から午後 5 時まで
- 3 実施場所
 - (1) 学科試験
鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部庁舎
 - (2) 実技試験
広島県広島市佐伯区石内南三丁目 1 - 1 広島県運転免許センター
- 4 受検定員
5 名
- 5 検定の内容
 - (1) 学科試験
 - ア 警備業務に関する基本的な事項
 - イ 法令に関すること。
 - ウ 貴重品運搬警備業務を実施するために使用する車両（以下「貴重品運搬警備業務用車両」という。）並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
 - エ 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。
 - オ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
 - (2) 実技試験
 - ア 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
 - イ 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。
 - ウ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 6 受検資格
県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものであって、次のいずれかに該当するものであること。
 - (1) 貴重品運搬警備業務について 2 級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、貴重品運搬警備業務に従事した期間が 1 年以上であるもの
 - (2) 鳥取県公安委員会が前号に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者
- 7 検定申請書の受付期間
平成29年 4 月17日（月）から同月21日（金）までの日の午前 8 時30分から午後 5 時15分まで
- 8 検定申請書の提出先等

次の警察署に提出すること（持参以外の方法による検定申請書の提出は、認めない。）。

なお、検定申請の受付は、先着順とし、受検定員に達した場合は受付期間の途中であっても締め切る。

- (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署
- (2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署

9 検定申請書の提出部数等

検定申請書は 1 通とし、次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面
- (2) 県外に住所を有する警備員で、その者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所に属することを疎明する書面
- (3) 写真（申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦 3 センチメートル、横 2.4 センチメートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2 葉
- (4) 6 の(1)に該当する者にあつては、そのことを疎明する書面
- (5) 6 の(2)に該当する者にあつては、1 級検定受検資格認定書の写し

10 検定手数料及び納付方法

検定手数料は、16,000 円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を警備業関係手数料納付書の所定欄に貼り付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。

11 その他

- (1) この検定は、鳥取県公安委員会、広島県公安委員会及び島根県公安委員会が共同で実施する。
- (2) 実技試験は、学科試験合格者に対してのみ実施する。
- (3) 受検者は、筆記用具を持参すること。
- (4) この検定についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話 0857-23-0110（代））にすること。

警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）第 23 条第 1 項の規定に基づき、警備員等の検定等に関する規則（平成 17 年国
家公安委員会規則第 20 号）第 4 条に規定する検定を次のとおり実施する。

平成 29 年 2 月 3 日

鳥取県公安委員会委員長 小 谷 文 夫

1 検定に係る警備業務の種別及び級

貴重品運搬警備業務 2 級

2 実施日時

(1) 学科試験

平成 29 年 5 月 11 日（木）午前 9 時 30 分から午前 11 時まで

(2) 実技試験

平成 29 年 6 月 17 日（土）午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

3 実施場所

(1) 学科試験

鳥取市東町一丁目 271 鳥取県警察本部庁舎

(2) 実技試験

広島県広島市佐伯区石内南三丁目 1-1 広島県運転免許センター

4 受検定員

5 名

5 検定の内容

(1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

- イ 法令に関すること。
 - ウ 貴重品運搬警備業務を実施するために使用する車両（以下「貴重品運搬警備業務用車両」という。）並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
 - エ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- (2) 実技試験
- ア 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
 - イ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 6 受検資格
- 県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものであること。
- 7 検定申請書の受付期間
- 平成29年4月17日（月）から同月21日（金）までの日の午前8時30分から午後5時15分まで
- 8 検定申請書の提出先等
- 次の警察署に提出すること（持参以外の方法による検定申請書の提出は、認めない。）。
- なお、検定申請の受付は、先着順とし、受検定員に達した場合は受付期間の途中であっても締め切る。
- (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署
 - (2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署
- 9 検定申請書の提出部数等
- 検定申請書は1通とし、次に掲げる書類を添付すること。
- (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面
 - (2) 県外に住所を有する警備員で、その者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所に属することを疎明する書面
 - (3) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2葉
- 10 検定手数料及び納付方法
- 検定手数料は、16,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を警備業関係手数料納付書の所定欄に貼り付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。
- 11 その他
- (1) この検定は、鳥取県公安委員会、広島県公安委員会及び島根県公安委員会が共同で実施する。
 - (2) 実技試験は、学科試験合格者に対してのみ実施する。
 - (3) 受検者は、筆記用具を持参すること。
 - (4) この検定についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110（代））にすること。